

## ○業務取扱要領の改正に係る新旧対照表

(赤字下線部分)は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>01000～02031 (略)</p> <p>02040 4 実施機関の確保  機構は、第4に定める中央職業能力開発促進協議会(以下「中央協議会」という。)及び地域職業能力開発促進協議会(以下「地域協議会」という。)において取りまとめられた全国及び各都道府県における職業訓練実施計画に定められた規模・分野等の求職者支援訓練が実施されるよう、02010に掲げる機関等に対して求職者支援訓練の実施を勧奨し、実施機関の開拓を行うものとする。</p>	<p>01000～02031 (略)</p> <p>02040 4 実施機関の確保  機構は、第4に定める中央訓練協議会(以下「中央協議会」という。)及び地域訓練協議会(以下「地域協議会」という。)において取りまとめられた全国及び各都道府県における職業訓練実施計画に定められた規模・分野等の求職者支援訓練が実施されるよう、02010に掲げる機関等に対して求職者支援訓練の実施を勧奨し、実施機関の開拓を行うものとする。</p>
<p>02050～02091 (略)</p> <p>02092 (2) 訓練実施機関は、訓練期間中及び訓練修了後を通じ、キャリアコンサルティング(訓練期間中にジョブ・カードを活用して少なくとも3回以上(特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間が3か月に満たない場合にあつては、1か月に少なくとも1回以上)行うものとする。以下同じ。)を実施するとともに、これを踏まえた受講者の就職促進に努めることとする。訓練実施機関が実施する就職支援等の内容については、求職者支援訓練の認定を申請する際に機構支部に提出する「各種就職支援等の実施」(03012②参照)に明記するものとする。具体的には、次の要件を全て満たしていること。なお、キャリアコンサルティングを行う者は、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(ジョブ・カード講習の受講等により、ジョブ・カードの作成支援を行うことが認められた者として登録された者をいう。以下02093(3)③において同じ。)又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であること。</p>	<p>02050～02091 (略)</p> <p>02092 (2) 訓練実施機関は、訓練期間中及び訓練修了後を通じ、キャリアコンサルティング(訓練期間中にジョブ・カードを活用して少なくとも3回以上(特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間が3か月に満たない場合にあつては、1か月に少なくとも1回以上)行うものとする。以下同じ。)を実施するとともに、これを踏まえた受講者の就職促進に努めることとする。訓練実施機関が実施する就職支援等の内容については、求職者支援訓練の認定を申請する際に機構支部に提出する「各種就職支援等の実施」(03012②参照)に明記するものとする。具体的には、次の要件を全て満たしていること。なお、キャリアコンサルティングを行う者は、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(ジョブ・カード講習の受講等により、ジョブ・カードの作成支援を行うことが認められた者として登録された者をいう。以下02093(3)③において同じ。)又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)であること。</p>

<p>①～② (略)</p> <p>02093 (3) 就職支援の責任者について 求職者支援訓練の認定要件(02051③)において配置を義務付ける就職支援責任者の業務等を次のとおりとする。 ①～② (略) ③ 就職支援責任者となる者 能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級) <u>又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者</u>であることが望ましい。</p> <p>02094～(別添4) (略)</p> <p>04000 第4 <u>職業能力開発促進協議会</u> 厚生労働大臣は法第3条に基づき、求職者支援訓練について、毎年度、全国職業訓練実施計画(以下「全国計画」という。)及び地域職業訓練実施計画(以下「地域計画」という。)を策定する。全国計画及び地域計画にはそれぞれ、訓練実施規模(定員合計のほか、基礎コース・実践コースの配分、主要な分野ごとの配分も含む)、重点分野等を定めるものとする。 両計画に定める訓練実施規模、重点分野等が地域の実情や訓練実施状況を踏まえた適切なものとなるよう、中央協議会及び地域協議会において、計画策定に向けて協議する。これらの協議会には、労使団体、教育訓練関係団体、関係省庁、<u>都道府県、学識経験者、職業紹介事業者等</u>の参画を求める(事務局は、中央協議会：厚生労働省人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付訓練企画室、地域協議会：労働局<u>及び都道府県の両者またはいずれか</u>とする。))。</p> <p>04010 1 中央協議会 中央協議会は<u>年2回以上</u>、関係者の参集を求めて開催し、<u>成長分野等で求められる人材ニーズを的確に把握しつつ、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた精度の高い職業訓練を提供していくため、全国の職業訓練計画を策</u></p>	<p>①～② (略)</p> <p>02093 (3) 就職支援の責任者について 求職者支援訓練の認定要件(02051③)において配置を義務付ける就職支援責任者の業務等を次のとおりとする。 ①～② (略) ③ 就職支援責任者となる者 能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)であることが望ましい。</p> <p>02094～(別添4) (略)</p> <p>04000 第4 <u>訓練協議会</u> 厚生労働大臣は法第3条に基づき、求職者支援訓練について、毎年度、全国職業訓練実施計画(以下「全国計画」という。)及び地域職業訓練実施計画(以下「地域計画」という。)を策定する。全国計画及び地域計画にはそれぞれ、訓練実施規模(定員合計のほか、基礎コース・実践コースの配分、主要な分野ごとの配分も含む)、重点分野等を定めるものとする。 両計画に定める訓練実施規模、重点分野等が地域の実情や訓練実施状況を踏まえた適切なものとなるよう、中央協議会及び地域協議会において、計画策定に向けて協議する。これらの協議会には、労使団体、教育訓練関係団体、関係省庁、<u>地方公共団体等(教育関係者など)</u>の参画を求める(事務局は、中央協議会：厚生労働省人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付訓練企画室、地域協議会：労働局とする。))。</p> <p>04010 1 中央協議会 中央協議会は<u>毎年2回</u>、関係者の参集を求めて開催する。</p>
---	---

<p><u>定するとともに、地域協議会の協議状況や、キャリアコンサルティング等の職業能力の開発・向上に資する方策等に関する情報を共有する。</u></p> <p><u>【想定される開催スケジュール】</u></p> <p>第1回 9月目途（前年度実績の報告・翌年度の訓練計画の大枠（分野設定、分野別配分比率、新規参入枠等）について議論）</p> <p>第2回 1月目途（当該年度の実施状況の報告・翌年度の訓練計画の取りまとめ（分野設定、分野別配分比率、新規参入枠等）<u>等</u>に関する意見交換）</p> <p>04020 2 地域協議会</p> <p>地域協議会の運営については、<u>令和4年8月25日付け職発0825第1号・開発0825第2号「地域職業能力開発促進協議会の設置・運営について」</u>を参照。</p> <p>05000～10041 （略）</p> <p>10042 (2) 出席要件の詳細（10041 ホ関係）</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 訓練実施日から除外する場合</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) ①のインフルエンザ等の感染症に感染した場合の対応等については次のとおりとする。</p> <p>a～b （略）</p> <p>c 確認書類等</p> <p>(a)～(f) （略）</p> <p>(g) 子の年齢を確認する書類</p> <p>住民票謄本の写し若しくは住民票記載事項証明書又は(f)の書類のうち子の年齢が分かるもの。なお、<u>個人番号を利用した情報連携</u>による住民票関係情報の情報照会によって、子の年齢を確認することができる場合は、この限りではない。</p> <p>(h) 以下の同居配偶者等（就学年齢前又は就学中の子を除く。）がいないことを確認する書類（iで足りなければiiを提出させ</p>	<p><u>【平成27年度以降の想定スケジュール】</u></p> <p>第1回 9月目途（前年度実績の報告・翌年度の訓練計画の大枠（分野設定、分野別配分比率、新規参入枠等）について議論）</p> <p>第2回 1月目途（当該年度の実施状況の報告・翌年度の訓練計画の取りまとめ（分野設定、分野別配分比率、新規参入枠等）<u>・翌々年度の全国計画</u>に関する意見交換）</p> <p>04020 2 地域協議会</p> <p>地域協議会の運営については、<u>平成23年7月7日付け職発0707第1号・能発0707第3号「地域訓練協議会の設置・運営について」</u>を参照。</p> <p>05000～10041 （略）</p> <p>10042 (2) 出席要件の詳細（10041 ホ関係）</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 訓練実施日から除外する場合</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) ①のインフルエンザ等の感染症に感染した場合の対応等については次のとおりとする。</p> <p>a～b （略）</p> <p>c 確認書類等</p> <p>(a)～(f) （略）</p> <p>(g) 子の年齢を確認する書類</p> <p>住民票謄本の写し若しくは住民票記載事項証明書又は(f)の書類のうち子の年齢が分かるもの。なお、<u>地方公共団体等との情報連携</u>による住民票関係情報の情報照会によって、子の年齢を確認することができる場合は、この限りではない。</p> <p>(h) 以下の同居配偶者等（就学年齢前又は就学中の子を除く。）がいないことを確認する書類（iで足りなければiiを提出させ</p>
---	--

る。)

i 住民票謄本の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号を利用した)情報連携による住民票関係情報の情報照会によって、当該情報を取得することができる場合はこの限りではない。)

ii 学生証等、看護する子以外の子が就学中であることが分かる書類

(e)の確認書類については、特定求職者本人がaの感染症に感染し、医師等から自宅待機が必要と指示された場合には、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)により申告させて確認する。

また、親族がaの感染症に感染し、医師等から特定求職者本人を含む親族の自宅待機が必要と判断された場合には、感染した親族に係る(a)～(d)の確認書類に加え(写しでも可とする。)、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)により特定求職者本人に書面で申告させて確認する。

同居人がaの感染症に感染し、医師等から特定求職者本人を含む同居人の自宅待機が必要と判断された場合には、感染した同居人に係る(a)～(d)の確認書類に加え(写しでも可とする。)、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)により特定求職者本人に書面で申告させて確認する。また、同居しているかどうかについては、要領11023の身元(実在)確認書類に準じた確認書類(写しでも可とする。また、同要領トの確認書類であっても氏名及び住居所が確認できれば1点の確認書類で足りるものとする。)及び住民票の写しにより、同居人の氏名が同居人に係る(a)～(d)の氏名と同一かどうか、同居人の住居所が特定求職者本人の住居所と同一であるか確認する。なお、個人番号を利用した情報連携による住民票関係情報の情報照会によって、当該情報を取得することができる場合はこの限りではない。

(a)～(d)の書類の確認に当たり、具体的には、氏名、受診日、申し出た感染症と又は子の傷病と受診科、処方された医薬品等との間

る。)

i 住民票謄本の写し又は住民票記載事項証明書(地方公共団体等との)情報連携による住民票関係情報の情報照会によって、当該情報を取得することができる場合はこの限りではない。)

ii 学生証等、看護する子以外の子が就学中であることが分かる書類

(e)の確認書類については、特定求職者本人がaの感染症に感染し、医師等から自宅待機が必要と指示された場合には、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)により申告させて確認する。

また、親族がaの感染症に感染し、医師等から特定求職者本人を含む親族の自宅待機が必要と判断された場合には、感染した親族に係る(a)～(d)の確認書類に加え(写しでも可とする。)、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)により特定求職者本人に書面で申告させて確認する。

同居人がaの感染症に感染し、医師等から特定求職者本人を含む同居人の自宅待機が必要と判断された場合には、感染した同居人に係る(a)～(d)の確認書類に加え(写しでも可とする。)、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)により特定求職者本人に書面で申告させて確認する。また、同居しているかどうかについては、要領11023の身元(実在)確認書類に準じた確認書類(写しでも可とする。また、同要領トの確認書類であっても氏名及び住居所が確認できれば1点の確認書類で足りるものとする。)及び住民票の写しにより、同居人の氏名が同居人に係る(a)～(d)の氏名と同一かどうか、同居人の住居所が特定求職者本人の住居所と同一であるか確認する。なお、地方公共団体等との情報連携による住民票関係情報の情報照会によって、当該情報を取得することができる場合はこの限りではない。

(a)～(d)の書類の確認に当たり、具体的には、氏名、受診日、申し出た感染症と又は子の傷病と受診科、処方された医薬品等との間

に齟齬がないことを確認する (b)及び(c)の書類には、処方した薬剤の用法・用量等の情報及び医薬品名が、上記(d)の書類には、氏名、受診日、受診科、医薬品名の情報に加え検査内容が記載されることから確認書類の対象としているところであるが、これらの情報から感染症名又は傷病名の特定は困難であり、薬剤の処方はその時々症状に応じて処方され得ることから、処方した薬剤の用法・用量等、医薬品名や検査内容といった情報が上記 a の感染症又は b (b)の傷病と因果関係が特定できないことだけをもって、本特例措置を適用しないと判断ができるものではないことに留意すること。)

(d)の書類について、医療機関又は調剤薬局によっては、診療明細書発行機能が付与されていないコンピュータを使用している場合等も想定されることから、特定求職者本人から(d)の書類が発行されなかった旨申告があった場合には、当該医療機関又は調剤薬局に、当該医療機関又は調剤薬局において診療明細書は発行していないことを電話等で確認し、職業訓練受講給付金支給申請書(様式B-6(様式第3号))の職員記入欄にその旨記載することとし、上記 a の感染症に感染した特定求職者本人には受けた診療の内容を感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)に申告させる。

なお、インフルエンザのように、処方された医薬品名から特定の感染症に感染したものであることが判別できる場合には、上記(a)～(d)のいずれかの書類で確認すればよいものとする。また、この場合、特定求職者本人が当該感染症に感染した場合であれば、上記(e)の書類による確認も不要とする。

企業実習先において特定求職者本人以外の者が a の感染症に感染し、特定求職者本人が訓練を受講できなかった場合については、訓練実施施設からの経緯書(感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書(様式B-19))により確認する。

(f)の書類の確認に先立ち、ハローワークシステムの求職票又は特定求職者区分コード等により、当該特定求職者が母子家庭の母又は父子家庭の父であることを把握しておくこと。

に齟齬がないことを確認する (b)及び(c)の書類には、処方した薬剤の用法・用量等の情報及び医薬品名が、上記(d)の書類には、氏名、受診日、受診科、医薬品名の情報に加え検査内容が記載されることから確認書類の対象としているところであるが、これらの情報から感染症名又は傷病名の特定は困難であり、薬剤の処方はその時々症状に応じて処方され得ることから、処方した薬剤の用法・用量等、医薬品名や検査内容といった情報が上記 a の感染症又は b (b)の傷病と因果関係が特定できないことだけをもって、本特例措置を適用しないと判断ができるものではないことに留意すること。)

(d)の書類について、医療機関又は調剤薬局によっては、診療明細書発行機能が付与されていないコンピュータを使用している場合等も想定されることから、特定求職者本人から(d)の書類が発行されなかった旨申告があった場合には、当該医療機関又は調剤薬局に、当該医療機関又は調剤薬局において診療明細書は発行していないことを電話等で確認し、職業訓練受講給付金支給申請書(様式B-6(様式第3号))の職員記入欄にその旨記載することとし、上記 a の感染症に感染した特定求職者本人には受けた診療の内容を感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書(様式B-18)に申告させる。

なお、インフルエンザのように、処方された医薬品名から特定の感染症に感染したものであることが判別できる場合には、上記(a)～(d)のいずれかの書類で確認すればよいものとする。また、この場合、特定求職者本人が当該感染症に感染した場合であれば、上記(e)の書類による確認も不要とする。

企業実習先において特定求職者本人以外の者が a の感染症に感染し、特定求職者本人が訓練を受講できなかった場合については、訓練実施施設からの経緯書(感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書(様式B-19))により確認する。

(f)の書類の確認に先立ち、ハローワークシステムの求職票又は特定求職者区分コード等により、当該特定求職者が母子家庭の母又は父子家庭の父であることを把握しておくこと。

<p>(g)及び(h) i の書類については、事前審査時から変更がないかを確認し、添付書類の提出は求めない。</p> <p>(ハ)～(ハ) (略)</p> <p>10043 (3) その他支給要件の詳細</p> <p>イ 「同居の又は生計を一にする別居」の範囲(10041ロ、ハ、ト関係)次の(i)～(ハ)のいずれかに該当する場合に「同居又は生計を一にする別居」であると判断する。</p> <p>なお、本人より、住民票は次の(i)又は(ロ)に該当するが、実際には世帯も住所も異なっている(住民票上の記載と実態が乖離している)旨の申出があった場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条(転入届、転居届、転出届)及び第25条(世帯変更届)に沿って住民票の手続を適切に行うよう促すとともに、住民票によって世帯の範囲等を確認する必要があるため、当該住民票の手続が完了するまでは給付金の手続(事前審査申請及び支給申請)を行うことができない旨を教示する(住所及び住民票については、第11の1及び11024ロ(ロ)を参照。)</p> <p><u>ただし、当該特定求職者が11010②に該当する場合は、当該特定求職者がその配偶者、子又は父母と別居状態にあり、かつその配偶者、子及び父母から月10万円を超える経済的な援助を継続的に(1年以上)受けていない又は受けることが見込まれない場合には、「同居又は生計を一にする別居」に含めないものとする。</u></p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>10044～11012 (略)</p> <p>11013 (3) 個人番号<u>を利用した</u>情報連携により情報照会を行うことができる事務</p> <p><u>個人番号を利用した</u>情報連携により、<u>次のイ～ハ</u>の情報照会を行うことが可能である。当該情報照会により、事前審査に必要な情報を取得できる場合は、添付書類の一部の提出を不要とする(11024参照)。</p>	<p>(g)及び(h) i の書類については、事前審査時から変更がないかを確認し、添付書類の提出は求めない。</p> <p>(ハ)～(ハ) (略)</p> <p>10043 (3) その他支給要件の詳細</p> <p>イ 「同居の又は生計を一にする別居」の範囲(10041ロ、ハ、ト関係)次の(i)～(ハ)のいずれかに該当する場合に「同居又は生計を一にする別居」であると判断する。</p> <p>なお、本人より、住民票は次の(i)又は(ロ)に該当するが、実際には世帯も住所も異なっている(住民票上の記載と実態が乖離している)旨の申出があった場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条(転入届、転居届、転出届)及び第25条(世帯変更届)に沿って住民票の手続を適切に行うよう促すとともに、住民票によって世帯の範囲等を確認する必要があるため、当該住民票の手続が完了するまでは給付金の手続(事前審査申請及び支給申請)を行うことができない旨を教示する(住所及び住民票については、第11の1及び11024ロ(ロ)を参照。)</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>10044～11012 (略)</p> <p>11013 (3) 個人番号による情報連携で情報照会を行うことができる事務</p> <p><u>地方公共団体等との</u>情報連携により、<u>住民票関係情報、地方税関係情報及び年金関係情報</u>の情報照会を行うことができるようになり、事前審査においての添付書類として求めていた住民票の写し(11024ロ(ロ))、所得証明書(11024</p>
--	--

イ 職業訓練受講給付金申請者本人及び同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下同様。）についての住民票関係情報

ロ 職業訓練受講給付金申請者本人及び同一の世帯に属する者についての年金関係情報及び地方税関係情報

ハ 職業訓練受講給付金申請者本人の公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）に定める公的給付支給等口座登録簿関係情報

ただし、上記ロにおける地方税関係情報の照会については、情報照会を行う際に、本人及び同居配偶者等の同意をとる必要がある（11021イ(ロ)参照）。事前審査において、住民票関係情報及び年金関係情報、並びに地方税関係情報を取得する必要がある場合には情報照会により取得することを原則とする。なお、事情によりこれらの情報が情報照会により取得できない場合には、書面での提出を求めることにより確認すること。

11020 (略)

11021 (1) 事前審査関係事務の手順

イ 受講申込・事前審査書等の交付まで

(イ) (略)

(ロ) 制度を理解した上で、なお求職者支援訓練等の受講及び給付金の事前審査を希望する者に対し、次のa～eの様式（以下「申込・審査書等」という。）を交付するとともに、様式の注意書きに沿って記載を行い、必要な書類を添付の上、速やかに安定所に提出するよう教示する（受講申込みと同時に給付金の事前審査を行わない者には次のa及びbの

ロ(イ)及び(ハ)及び年金証書等の公的年金額を確認するための書類（11024ロ(イ)及び(ハ)）の提出を省略することが可能となった。

令和2年3月22日までは

① 職業訓練受講給付金申請者が一人世帯である場合の申請者本人の住民票関係情報

② 職業訓練受講給付金申請者の年金関係情報及び地方税関係情報（申請者本人が一人世帯か複数人世帯であるかには関わらない）

については、情報照会が可能であったが、令和2年3月23日より、

① 職業訓練受講給付金申請者が複数人世帯である場合、当該申請者と、同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下同様。）についての住民票関係情報

② 職業訓練受講給付金申請者と同一の世帯に属する者についての年金関係情報及び地方税関係情報  
についても、追加で情報連携が可能となった。

ただし、地方税関係情報の照会については、情報照会を行う際に、本人及び同居配偶者等の同意をとる必要がある。

これにより、住民票情報については、令和2年3月23日以降は情報照会により取得し、年金関係情報及び地方税関係情報についても、取得する必要がある場合には情報照会により取得することを原則とする。なお、事情によりこれらの情報が適切に取得できない場合には、書面での提出を求めることにより確認すること。

11020 (略)

11021 (1) 事前審査関係事務の手順

イ 受講申込・事前審査書等の交付まで

(イ) (略)

(ロ) 制度を理解した上で、なお求職者支援訓練等の受講及び給付金の事前審査を希望する者に対し、次のa～eの様式（以下「申込・審査書等」という。）を交付するとともに、様式の注意書きに沿って記載を行い、必要な書類を添付の上、速やかに安定所に提出するよう教示する（受講申込みと同時に給付金の事前審査を行わない者には次のa及びbの

<p>みを交付する。)。この際、受講申込・事前審査書(安定所提出用)(様式B-1)の個人番号記載欄は可能な限り窓口に来所した際に記入させることとし、個人番号確認及び本人確認の書類を必ず持参するよう教示する。</p> <p>また、個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書(様式B-20)は、個人番号を<u>利用した</u>情報連携により市区町村の保有する地方税関係情報の情報照会を行うに当たって、「地方税法」に基づき本人及び同居配偶者等の同意をとる必要があるため提出を求めるものであり、その旨説明した上で交付すること。</p> <p>また、特定求職者及びその同居配偶者等の同意が得られず、同意書の提出が無い場合でも、当該特定求職者の申請を妨げるものではないことに留意すること。その場合は、従来どおり11024ロ(イ)及び(ハ)の添付書類の提出が必要になる旨、説明すること。</p> <p>a 受講申込書(様式C-1)の第2面及び第3面 b 受講申込・事前審査書(安定所提出用)(様式B-1) c 職業訓練受講給付金要件申告書(様式B-2) d 職業訓練受講給付金通所届(様式B-3) e 個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書(様式B-20)</p> <p>(ハ) (略) ロ～ニ (略)</p> <p>11022 (略)</p> <p>11023 (3) 本人確認書類</p> <p>11021ロ(イ)の本人確認に当たっては、個人番号を確認できる書類(番号確認書類)及び身元(実在)確認書類についてそれぞれ確認する。そこで次のうちいずれかの原本を確認する。</p> <p>イ 番号確認書類 (イ) 個人番号カード (ロ) 通知カード(<u>通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る</u>)</p>	<p>みを交付する。)。この際、受講申込・事前審査書(安定所提出用)(様式B-1)の個人番号記載欄は可能な限り窓口に来所した際に記入させることとし、個人番号確認及び本人確認の書類を必ず持参するよう教示する。</p> <p>また、個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書(様式B-20)は、個人番号<u>による</u>情報連携により市区町村の保有する地方税関係情報の情報照会を行うに当たって、「地方税法」に基づき本人及び同居配偶者等の同意をとる必要があるため提出を求めるものであり、その旨説明した上で交付すること。</p> <p>また、特定求職者及びその同居配偶者等の同意が得られず、同意書の提出が無い場合でも、当該特定求職者の申請を妨げるものではないことに留意すること。その場合は、従来どおり11024ロ(イ)及び(ハ)の添付書類の提出が必要になる旨、説明すること。</p> <p>a 受講申込書(様式C-1)の第2面及び第3面 b 受講申込・事前審査書(安定所提出用)(様式B-1) c 職業訓練受講給付金要件申告書(様式B-2) d 職業訓練受講給付金通所届(様式B-3) e 個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書(様式B-20)</p> <p>(ハ) (略) ロ～ニ (略)</p> <p>11022 (略)</p> <p>11023 (3) 本人確認書類</p> <p>11021ロ(イ)の本人確認に当たっては、個人番号を確認できる書類(番号確認書類)及び身元(実在)確認書類についてそれぞれ確認する。そこで次のうちいずれかの原本を確認する。</p> <p>イ 番号確認書類 (イ) 個人番号カード (ロ) 通知カード</p>
---	---



<p>(ハ) 個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）</p> <p>(ニ) 上記(イ)～(ハ)での確認が困難な場合は、次のいずれかにより確認する</p> <p>(a) 過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイルの確認</p> <p>(b) 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、公共職業安定所長が認める次のいずれかの書類</p> <p>    i 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る）     具体的には、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」などが該当する。</p> <p>    ii その他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年国税庁告示第2号。以下「国税庁告示」という。）に規定されている書類</p> <p>    iii その他、公共職業安定所長が適当と認める書類</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(ハ) 個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）</p> <p>(ニ) 上記(イ)～(ハ)での確認が困難な場合は、次のいずれかにより確認する</p> <p>(a) 過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイルの確認</p> <p>(b) 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、公共職業安定所長が認める次のいずれかの書類</p> <p>    i 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る）     具体的には、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」などが該当する。</p> <p>    ii その他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年国税庁告示第2号。以下「国税庁告示」という。）に規定されている書類</p> <p>    iii その他、公共職業安定所長が適当と認める書類</p> <p>ロ (略)</p>
<p>11024 (4) 事前審査時に提出する書類</p> <p>給付金の事前審査を申請しようとする者は、安定所に次の全ての書類（イ(ホ)については、同意する場合のみ）を提出する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 添付書類</p> <p>添付書類は、それぞれ原本を提出させることとし、写しの提出は認めない（下記(ハ) c 及び(ニ)のただし書を除く。）。安定所は、添付書類のコピーを取って原本を本人に返戻する（下記(ハ)を除く。）。</p> <p>事前審査においては、支給単位期間における要件該当有無の蓋然性につき、下記の書類を基に判断を行うものであり、下記に挙げる事前審査の添付書類の内容と 10041 の支給要件の内容は必ずしも一致していない場合があることに留意する（例えば、支給要件としての世帯収入は「支給単位期間において25万円」以下であるが、事前審査においては、「前月におい</p>	<p>11024 (4) 事前審査時に提出する書類</p> <p>給付金の事前審査を申請しようとする者は、安定所に次の全ての書類（イ(ホ)については、同意する場合のみ）を提出する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 添付書類</p> <p>添付書類は、それぞれ原本を提出させることとし、写しの提出は認めない（下記(ハ) c 及び(ニ)のただし書を除く。）。安定所は、添付書類のコピーを取って原本を本人に返戻する（下記(ハ)を除く。）。</p> <p>事前審査においては、支給単位期間における要件該当有無の蓋然性につき、下記の書類を基に判断を行うものであり、下記に挙げる事前審査の添付書類の内容と 10041 の支給要件の内容は必ずしも一致していない場合があることに留意する（例えば、支給要件としての世帯収入は「支給単位期間において25万円」以下であるが、事前審査においては、「前月におい</p>

て月 25 万円」以下（ただし、証明書類が用意できない場合等は、「前年において 300 万円」以下であることを確認することとして差し支えないこと。）であることを確認する。。

(イ) (略)

(ロ) 直近 3 か月以内に交付された住民票謄本の写し又は住民票記載事項証明書（世帯の構成及び続柄が記載されたものに限る。）ただし、11010①～③に該当する者であって当該書類の提出が困難であると申し出た者については、これの提出を求めず、世帯の範囲の確認は、本人の申告によって行うこととする。

また、個人番号を利用した情報連携により、市区町村の保有する住民票関係情報の情報照会を行うことができるため、情報照会により適切に住民票関係情報の取得・確認を行うことにより、当該書類の提出を省略することを可能とする。

(ハ)～(ニ) (略)

(ホ) 10043 ニ(ハ)に関し、「収入」が 0 であるとする子が「20 歳未満かつ就学中（就学年齢前の子を含む。）」であることを証明する書類

20 歳未満であることの確認は、上記(ロ)の個人番号を利用した情報連携による住民票関係情報の情報照会により可能。「就学中」であることの確認は、在校証明書、生徒手帳、学生証等による（義務教育以下である場合は不要）。

(ヘ) 給付金の振込先となる通帳

振込先の確認は、受講申込・事前審査書（安定所提出用）（様式 B-1）に記載された振込先を目視にて確認すれば足りるものとする。ただし、個人番号を利用した情報連携により振込先の確認ができる場合は、通帳の確認は不要とする。

11025 (5) 事前審査時における確認

イ～ハ (略)

ニ その他

本人の発言と提出書類及び個人番号を利用した情報連携による情報照会の結果の内容が一致しない等、不審な点がある場合には、上記に限らず、本人及び家族等への聴取、追加の書類提出等を求め、さらに詳細な確認を

て月 25 万円」以下（ただし、証明書類が用意できない場合等は、「前年において 300 万円」以下であることを確認することとして差し支えないこと。）であることを確認する。。

(イ) (略)

(ロ) 直近 3 か月以内に交付された住民票謄本の写し又は住民票記載事項証明書（世帯の構成及び続柄が記載されたものに限る。）ただし、11010①～③に該当する者であって当該書類の提出が困難であると申し出た者については、これの提出を求めず、世帯の範囲の確認は、本人の申告によって行うこととする。

また、個人番号による情報連携により、市区町村の保有する住民票関係情報の情報照会を行うことができるため、情報照会により適切に住民票関係情報の取得・確認を行うことにより、当該書類の提出を省略することを可能とする。

(ハ)～(ニ) (略)

(ホ) 10043 ニ(ハ)に関し、「収入」が 0 であるとする子が「20 歳未満かつ就学中（就学年齢前の子を含む。）」であることを証明する書類

20 歳未満であることの確認は、上記(ロ)の個人番号による情報連携による住民票関係情報の情報照会により可能。「就学中」であることの確認は、在校証明書、生徒手帳、学生証等による（義務教育以下である場合は不要）。

(ヘ) 給付金の振込先となる通帳

振込先の確認は、受講申込・事前審査書（安定所提出用）（様式 B-1）に記載された振込先を目視にて確認すれば足りるものとする。

11025 (5) 事前審査時における確認

イ～ハ (略)

ニ その他

本人の発言と提出書類及び個人番号による情報連携による情報照会の結果の内容が一致しない等、不審な点がある場合には、上記に限らず、本人及び家族等への聴取、追加の書類提出等を求め、さらに詳細な確認を行う。

<p>行う。</p> <p>11026～15042 (略) (様式 A-1) ～ (様式 A-29) (略)</p> <p>(様式 A-29・別添)</p> <p>求職者支援訓練修了状況 報告書</p> <p>上図 (略)</p> <p>※1～2 (略)</p> <p>※3:「JC」欄には、受講者にジョブ・カードを作成支援した場合『○』、作成支援していない場合は『×』を記載してください。</p> <p>なお、ジョブ・カードの作成支援とは、①訓練受講者が記載したジョブ・カード様式2、様式3-1及び3-2を踏まえ、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者がキャリアコンサルティングを実施し、ジョブ・カード様式1-1又は様式1-2の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に記載すること、②訓練終了前に実施される修了考査等に基づきジョブ・カード様式3-3-3〔職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート〕に評価結果を記載すること、</p> <p>のいずれをも実施した後、就職支援責任者及び訓練実施施設の責任者の氏名の記入を行った上で、当該職業能力証明シートを訓練受講者に手渡すことをいいます。</p> <p>※4～7 (略)</p> <p>(様式 A-30) ～ (様式 A-53) (略)</p> <p>(様式 B-1)</p>	<p>11026～15042 (略) (様式 A-1) ～ (様式 A-29) (略)</p> <p>(様式 A-29・別添)</p> <p>求職者支援訓練修了状況 報告書</p> <p>上図 (略)</p> <p>※1～2 (略)</p> <p>※3:「JC」欄には、受講者にジョブ・カードを作成支援した場合『○』、作成支援していない場合は『×』を記載してください。</p> <p>なお、ジョブ・カードの作成支援とは、①訓練受講者が記載したジョブ・カード様式2、様式3-1及び3-2を踏まえ、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザーがキャリアコンサルティングを実施し、ジョブ・カード様式1-1又は様式1-2の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に記載すること、②訓練終了前に実施される修了考査等に基づきジョブ・カード様式3-3-3〔職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート〕に評価結果を記載すること、</p> <p>のいずれをも実施した後、就職支援責任者及び訓練実施施設の責任者の氏名の記入を行った上で、当該職業能力証明シートを訓練受講者に手渡すことをいいます。</p> <p>※4～7 (略)</p> <p>(様式 A-30) ～ (様式 A-53) (略)</p> <p>(様式 B-1)</p>
--	--

受講申込・事前審査書（安定所提出用）

受講申込・事前審査書（安定所提出用）

表面①～⑭（略）

表面①～⑭（略）

給付金振込先（職業訓練受講給付金の支給を希望する場合は記載してください。）  
⑩公金受取口座の利用希望（希望した場合、下記の⑩欄に記載は必要ありません。）

給付金振込先（職業訓練受講給付金の支給を希望する場合は記載してください。）  
（新設）

マイナポータルに登録している公金受取口座への振込を希望します。  
※この様式の提出後、マイナポータルに登録している公金受取口座を変更し、変更後の公金受取口座への振込を希望する方は、給付金の支給申請時までに必ず安定所へ特定求職者氏名等変更届を提出してください。

⑩振込先金融機関  
銀行 信用金庫 本店 金融機関コード 店舗コード  
信用組合 協同組合 支店 支店 支店  
労働金庫 支店 支店

⑪口座番号  
□振込先口座は本人名義のものに限ります。  
□ゆうちょ銀行の場合はハイフンを除いて記号及び番号を記載してください。  
□裏面の注意事項をよく読んで記載してください。

⑫ 上記のとおり、求職者支援訓練・職業訓練受講給付金を受けたいので、受講申込・事前審査を申請します。また、私の個人情報、求職者支援訓練の実施及び職業訓練受講給付金の支給を行うために必要となる範囲で、公共職業安定所、都道府県労働局、厚生労働省、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関との間で相互利用されることについて了承します。

⑬ 上記のとおり、求職者支援訓練・職業訓練受講給付金を受けたいので、受講申込・事前審査を申請します。また、私の個人情報、求職者支援訓練の実施及び職業訓練受講給付金の支給を行うために必要となる範囲で、公共職業安定所、都道府県労働局、厚生労働省、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関との間で相互利用されることについて了承します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長殿 申請者氏名

令和 年 月 日 公共職業安定所長殿 申請者氏名

表面職員記入欄～裏面注意事項2

表面職員記入欄～裏面注意事項2

イ（略）

イ（略）

ロ 職業訓練受講給付金の振込先となる通帳（マイナポータルに登録している公金受取口座への振込を希望する方（表面⑩欄にチェックを入れた方）は不要です。）

ロ 職業訓練受講給付金の振込先となる通帳

裏面注意事項2

裏面注意事項2

ハ～チ（略）

ハ～チ（略）

裏面注意事項3（略）

裏面注意事項3（略）

4 記載された個人情報については、表面⑫欄のとおり相互利用されることがある他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他法令の定めにより関係行政機関と相互利用することがあります。

4 記載された個人情報については、表面⑬欄のとおり相互利用されることがある他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他法令の定めにより関係行政機関と相互利用することがあります。

裏面注意事項5 (1) ~ (3) (略)

(4) ㊦欄は、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を希望する方は、チェックを入れてください。なお、この様式の提出後、マイナポータルに登録している公金受取口座を変更し、変更後の公金受取口座への振込を希望する方は、給付金の支給申請時までに必ず安定所へ特定求職者氏名等変更届を提出してください。(安定所へ届出が提出されていない場合、直近で公金受取口座への振込を希望、又は変更する旨の届出を安定所に提出した時点でマイナポータルに登録されている公金受取口座へ振込を行うこととなります。)

(5) 給付金振込先欄(㊧、㊨欄)は、申請者本人名義の預金口座の通帳の口座番号を記載してください。マイナポータルに登録している公金受取口座への振込を希望する方は、㊧、㊨欄への記載は不要です。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ハイフンを除いて記号(5桁)及び番号(8桁)を記載してください。番号が8桁未満の場合は、8桁に足りない部分に「0」を加えて8桁としてください。  
〈記載例〉 記号 番号 ㊧欄 口座番号  
12340-321 → 1234000000321

(6) 表面の※印の付いた欄には記載しないでください。

○ 求職者支援訓練の受講のみを希望し、職業訓練受講給付金の支給を希望しない場合  
表面標題の「事前審査」及び㊩欄の「職業訓練受講給付金」、「事前審査」を抹消し、裏面2のハ、5の指示に従い、記載してください(表面の個人番号(㊢欄)及び給付金振込先(㊧、㊨欄)の記載は不要です。)

裏面注意事項○通信の方法による訓練(オンライン訓練)が含まれる訓練コースの受講を希望する場合 (略)

(様式B-2) ~ (様式B-8) (略)

(様式B-9)

特定求職者氏名等変更届

表面①~④ (略)

裏面注意事項5 (1) ~ (3) (略)

(4) 給付金振込先欄(㊧、㊨欄)は、申請者本人名義の預金口座の通帳の口座番号を記載してください。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ハイフンを除いて記号(5桁)及び番号(8桁)を記載してください。番号が8桁未満の場合は、8桁に足りない部分に「0」を加えて8桁としてください。  
〈記載例〉 記号 番号 ㊧欄 口座番号  
12340-321 → 1234000000321

(5) 表面の※印の付いた欄には記載しないでください。

(新設)

○ 求職者支援訓練の受講のみを希望し、職業訓練受講給付金の支給を希望しない場合  
表面標題の「事前審査」及び㊩欄の「職業訓練受講給付金」、「事前審査」を抹消し、裏面2のハ、5の指示に従い、記載してください(表面の個人番号(㊢欄)及び給付金振込先(㊧、㊨欄)の記載は不要です。)

裏面注意事項○通信の方法による訓練(オンライン訓練)が含まれる訓練コースの受講を希望する場合 (略)

(様式B-2) ~ (様式B-8) (略)

(様式B-9)

特定求職者氏名等変更届

表面①~④ (略)

マイナポータルに登録している公金受取口座への振込を新たに希望する方は、左欄にチェックしてください。  
※左欄にチェックした場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありません。

マイナポータルに登録している公金受取口座に変更が生じ、変更後の公金受取口座への振込を希望する方は、左欄にチェックしてください。  
※左欄にチェックした場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありません。

※この届の提出後、マイナポータルに登録している公金受取口座を変更し、変更後の公金受取口座への振込を希望する方は、給付金の支給申請時まで必ず安定所へ特定求職者氏名等変更届を提出してください。

金融機関名	本店・支店名	金融機関コード	店舗コード	口座番号(右づつ)
銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 労働金庫	本店 支店 営業所	□□□□	□□	□□□□□□□□
預金通帳の記号(右づつ) ※ゆうちょ銀行の場合				
1	0	-		1

表面⑥～裏面注意事項 4 (略)

- 5 給付金振込先を変更される場合は、変更後の口座番号が確認できる書類(職業訓練受講給付金の振込先となる通帳(氏名、支店名または支店番号、口座番号が記載されたページ)の写し)を添付してください。なお、マイナポータルに登録している公金受取口座へ振込先の変更を希望される方は、変更後の口座番号が確認できる書類の添付は不要です。  
また、この届の提出後、マイナポータルに登録している公金受取口座を変更し、変更後の公金受取口座への振込を希望する方は、給付金の支給申請時まで必ず安定所へ特定求職者氏名等変更届を提出してください。(安定所へ届出が提出されていない場合、直近で公金受取口座への振込を希望、又は変更する旨の届出を安定所に提出した時点でマイナポータルに登録されている公金受取口座へ振込を行ふこととなります。)

裏面注意事項 6 (略)

(様式 B-10) ～ (様式 C-16) (略)

(新設)

金融機関名	本店・支店名	金融機関コード	店舗コード	口座番号(右づつ)
銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 労働金庫	本店 支店 営業所	□□□□	□□	□□□□□□□□
預金通帳の記号(右づつ) ※ゆうちょ銀行の場合				
1	0	-		1

表面⑥～裏面注意事項 4 (略)

- 5 給付金振込先を変更される場合は、変更後の口座番号が確認できる書類(職業訓練受講給付金の振込先となる通帳(氏名、支店名または支店番号、口座番号が記載されたページ)の写し)を添付してください。

裏面注意事項 6 (略)

(様式 B-10) ～ (様式 C-16) (略)